

平成29年度
事業計画書

社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ

【理事会開催日】
【評議員会開催日】

平成29年3月20日
平成29年3月20日

《 目 次 》

基本理念	1
経営指針	1
サービス方針	1
はじめに	2
事業計画	3
法人	3
事務局	5
特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホーム	
介護老人福祉施設	8
短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護	12
デイサービスセンター サムフォット	
通所介護／介護予防通所介護	13
居宅介護支援事業所 ポム	
居宅介護支援	16
小規模多機能型居宅介護事業所 サイト	
小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護	18
デイサービスセンター サイト	
通所介護／介護予防通所介護	21
ショートステイセンター サイト	
基準該当短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護	24
災害緊急ショートステイ事業	27
困りごと相談室	27
年間事業計画(概要)	28
委員会に関する事項	30

社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ 基本理念

一隅を照らす

— 与えられた役割を担って、価値を認められしっかりと存在する —

社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ 経営指針

利用者・家族に優しい施設を目指します

(すべてを含め、利用者、家族に優しい)

地域社会への貢献を目指します

(社会福祉法人に求められている一つに地域貢献があり、保育所や小中学校との連携)

施設の充実と発展をめざします

(施設とは、狭義では職員であり、職員の充実が施設の充実になる。職員間の連携を強化し技の向上等資質を高めていく)

平成17年1月4日 社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ

理事長 武政 茂子

社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ サービス方針

■ 特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホーム

Sweet service (スウィート サービス)

(良きサービスは残しつつ、一步先のやさしいサービスを提供します)

Heart to heart (ハート トゥ ハート)

(すべてのことに心のこもったサービスを提供します)

Home away from home (ホーム アウェイ フロム ホーム)

(第二の我が家のような居心地のよいサービスを提供します)

■ デイサービスセンター サムフォット

Service And Management For Old Timers

(齢を重ねゆく方々に心のこもったサービスと手助けを)

■ 居宅介護支援事業所 ポム

Peace Of Mind

(心からの安心をあなたに)

■ 在宅介護支援事業所 サイト

Settle In This Area

(住み慣れた地域で暮らす)

平成26年3月16日 社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ

理事長 武政 茂子

(は じ め に)

平成29年4月からの社会福祉法人制度改革施行に向けて、法人組織のあり方、事業運営の透明性の確保、内部留保の明確化等が求められ、新制度に基づいた法人組織の新体制作りが進められてきました。

今回の制度改革によって、社会福祉法人には地域における公益的な取り組みを行うことが責務とされ、各社会福祉法人は地域のニーズに応じた様々な取り組みが求められることとなりました。

当法人の存在する高知市は、平成29年3月現在の高齢化率は27.7%となっており、朝倉・鴨部地域は約55,000人の規模となっていることから、地域には約15,000人の高齢者が生活されている事となります。また近年は、引きこもり者が全国に約54万人いるとされ、高知市内においても平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づいて就業支援等の取組が行われています。中でも40～50歳代が多く問題視されるようになっていきます。このことは、支える家族（親の高齢化）にとって大きな負担となり、親子で共倒れになることが危険視されています。

当法人においても、高齢化の進む地域の中で、介護や引きこもりなど困りごとを持った多くの方々に対し、行政では出来ない、介護施設を運営する法人ならではの、家族や利用者の立場に立った親身な対応を行い、不安や困りごとが少しでも軽減され、住みなれた地域や自宅で在宅生活が継続できるよう支援することを目的として、平成29年度中に、地域貢献事業の一つとして、地域住民を対象にした「困りごと相談室」を開設いたします。

また、平成30年度の診療報酬と介護報酬の同時改定では、介護給付費の削減により、要支援のみであった軽度者の地域支援事業への移行が要介護2まで拡大され、1号被保険者の2割負担の対象者拡大や2号被保険者の総報酬割の導入などが提案されています。利用者負担の増額、介護収入の減額が予測される為、当法人の在宅サービス事業所の利用者の約55%が要介護2以下となっている現状から、非常に厳しい運営状況となることが推測されます。

そのような状況の中において、事業継続と支援を行うためにも稼働率の向上や要介護者の受け入れを積極的に行い、社会福祉法人の役割として、地域の方が住みなれた自宅や地域で在宅生活ができるよう、行政等各関係機関と連携し様々な課題やニーズに対応できるよう、介護の専門性及び質の向上とサービス提供を目指し、職員一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

引き続き御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

平成29年3月20日

施設長 伊東 健一

平成29年度

社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ 事業計画

1. 法人本部

概要

【法人名】	社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ
【代表者役職氏名】	理事長 武政 茂子
【理事数】	6名
【監事数】	2名
【評議員数】	7名
【事務所の所在地】	〒780-8061 高知県高知市朝倉甲64番地1
【電話番号】	088-840-7100 (代表)
【FAX番号】	088-840-7480
【E-mail アドレス】	info@thc.or.jp
【ホームページアドレス】	http://www.thc.or.jp/
【事業の名称・種類】	特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホーム 介護老人福祉施設 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 デイサービスセンター サムフォット 通所介護 介護予防通所介護及び第1号通所事業 居宅介護支援事業所 ポム 居宅介護支援 小規模多機能型居宅介護事業所 サイト 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 デイサービスセンター サイト 通所介護 介護予防通所介護及び第1号通所事業 基準該当短期入所生活介護事業所 サイト 基準該当短期入所生活介護 基準該当介護予防短期入所生活介護
【管理者役職氏名】	施設長 伊東 健一

基本方針

- (1) 多年にわたり郷土の発展に寄与されてきた高齢者を敬愛し、多様なサービスを入居者・利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、入居者・利用者が個々の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことが出来るように支援し、老人福祉の『一隅を照らす』社会福祉法人であることを目的として、社会福祉事業を行う。
- (2) 入居者・利用者の自立に向け、法人全体で取り組んでいる科学的介護の実践を通じ、介護サービスの高機能化・自立支援を目指す中で、5つのゼロ（身体拘束・褥瘡・骨折・オムツ・胃ろう）と4つの自立（認知症ケア・機能訓練・口腔ケア・看取りケア）を実践し、介護福祉施設としての専門性を高めることができるよう引き続き取り組みに努める。
- (3) 入居者・利用者の多様なニーズへの対応や、加算の取得とサービス提供のため、法人職員の意識改革を進めるとともに、科学的介護の実践に向け専門的知識・援助技術の向上を目指しえる組織づくりに努める。
- (4) 社会福祉法人制度改革により、本来の社会福祉法人の在り方や介護保険制度のもとで安定した施設運営や財政基盤の強化を目指しながら、特養ホームの持つ専門性と多様な在宅サービスを併せ持ち地域支援の要となりえる小規模多機能型施設の特性を活用して、在宅で生活している重介護者やご家族に対して、介護負担の軽減と、在宅生活の助長を目指し、地域の社会資源として活用していただけるよう、地域住民や関係機関等と連携に努めていく。
- (5) 慢性的な介護職の人材不足・離職率等が問題視される中にあり、介護職員の定着率の向上及びサービスの質の確保を目的として、上級資格の取得を希望する職員には資格が取得できるよう支援を行うと共に、人材確保のため各養成機関の研修修了者等の獲得に努める。
資格試験受験者には、法人独自の制度として受験費用の一部助成を行い、介護職員の経済的負担の軽減及び資格取得に対しての支援をし、有資格者の確保に努める。
- (6) 中堅職員が各部署・各フロア間の中心的な役割を担い連絡体制を構築することがより重要となってくることから、協力体制及び連携強化を図り、中堅職員の発信力、課題解決に向けた意識の向上を図る。また、中堅職員を対象とした人材育成の教育・研修強化に努める。
- (7) 今後ますます多様化し、変化するニーズ等に対応し、入居者や家族に対して安全・安心なサービス提供とより良い関係づくりの為、気持ちの良い挨拶や適切な対応ができるよう、職員個々の接遇マナーの向上を図るよう努める。
- (8) 利用者の獲得に関する取り組みの強化として、各事業所は外部居宅支援事業所や地域

包括支援センターとの連携を密にし情報提供と共有を行う。また、居宅ポムを通じて医療機関との連携も行い、入院患者の退院後の不安軽減や家族の介護負担軽減及び在宅生活の継続支援につなげ、新規利用者の獲得と稼働率の向上に努める。

- (9) 地域貢献に関する取り組みとして、社会福祉法人制度改革に伴い、地域貢献が責務として明確化され、地域の社会資源として、介護の専門集団として社会福祉法人に求められる役割が大きくなってきていることから、地域貢献事業の一環として、法人内に「困りごとなんでも相談室」を開設し、地域の要介護者及びその家族、引きこもりや生活困窮者など地域にある様々な問題に対し、気軽に相談できる場所として、専用回線と相談員の設置により、地域住民の悩みや相談を受けることにより、必要に応じて行政や介護サービス等につなげ、心配事や不安の軽減と要介護者の在宅支援を行うことを目的として開設する。

また、地域貢献活動の一環として、地域包括支援センターや行政機関等との連携により、認知症サポーター養成講座への法人職員の講師派遣等の協力や在宅支援に関する取り組みの強化に努める。

- (10) 職員教育体制の強化を目的として、教育体制の充実や、介護職員の人材確保・サービスの質の確保の推進、OJT研修の充実を図ることにより職員の意欲向上と利用者の重度化等多様化するニーズへの対応と安定したサービス提供が出来るように努め、接遇マナーの向上、介護のケア力向上を目指し、法人職員の質の向上及び底上げの為の取り組みを行う。

- (11) 「不適切ケアゼロ宣言」に基づき、利用者の尊厳が守られ、安心して適切なケアが受けられるよう、利用者本位のケアの実践、利用者の権利擁護の視点を持つことにより不適切ケアゼロを目指し、ケアの質の向上に努める。

2. 事務局

基本方針

社会福祉法改正により、社会福祉法人の行う社会福祉事業等の実施については、法人組織のガバナンス（統治・意思決定）強化や、運営の透明性の向上、地域における公益的な取り組みの実施が明確化され、理事会は業務遂行の意思決定機関として、評議員会は諮問機関から議決機関としての役割が位置づけられ、今まで以上に理事会との連携及び法人組織体制の強化を目指していく。

また、安定した事業推進のため法人の基本方針の遂行、組織強化のため各部署との連携調整がますます重要となってくる。また、その中で介護施設に対しては介護の専門性が求められケアの質の向上・設備の充実が求められている。そのため、限られた介護収入の中で人員の確保と予算管理の強化に努める。

運営方針

(1) 広報活動強化に関する取り組み

社会福祉法人の役割として地域貢献や地域支援事業への取り組みが求められる中で、地域ニーズの把握や実施している事業への理解が不可欠となっている。地域貢献活動等を展開していく中で、地域住民に法人の取り組みに対する理解や活動内容の周知が重要となることから、ホームページや広報紙に写真等を多く使用し、目で見て分かりやすい内容にて発信することで、地域に求められる存在として認められるよう広報活動の強化と見える化に努める。

(2) 中堅職員の育成に関する取り組み

各事業所及び各フロア間の連携及び中心的役割を担う職員として、管理者・介護主任・生活相談員等を配置し、連絡体制及び各部署との連携において、協力体制の構築及び連携強化を図るとともに、中間管理職員の発信力、伝達力、課題解決に向けた意識の向上を図る。また、各事業所、各フロアにおいてはフロアリーダー等を中心としたチームワーク強化に努め、チームケアの向上を行う。

(3) 事故発生時の対応に関する取り組み

施設における事故を職員全体としての取り組みと位置付け、事故防止委員会が中心となり、施設内における事故を防止し、入居者・利用者が安心・安全に生活でき、かつ適切に高品質のサービスを提供する体制を整備するとともに、事故発生時には誠意ある対応に努めるとともに、発生時の対応方法についても、適切に対処できるよう周知徹底を行う。

(4) 非常災害対策

火災等の非常事態に備え年2回の定期的な防災訓練を実施し、避難・誘導の方法を徹底させ良好な安全環境の保持に努める。

また、官公庁の発表する南海地震被害想定等を参考に、想定される被害状況や安全確保のため、利用者の生命確保を第一に考えマニュアルに沿って各部署と連携し、防災用品を活用した避難訓練の実施に努める。被災時は、BCP（事業継続計画）に基づいた対応を行い、事業の早期再開と復旧を目指し取り組んでいく。積極的に地域の要援護者を受入れできる体制を整える。

(5) 事務機能の強化及び個人情報の保護及び特定個人情報の取り扱いに関する取り組み

法人本部と各事業所の専用ソフトを導入し、インターネット回線にてつなぐことにより、各部署のスケジュール管理や日々の記録と介護請求を本部にて一括管理できる体制を取り、各部署が円滑な運用ができるようになった。外部からのウィルス対策の為、専用機器（ファイアウォール）を設置によりシステムのセキュリティー強化を行なうとともに個人情報の取扱にはあらかじめ決められた職員以外が触れることがないように管理及び対策を行っている。

本部として人事労務管理等の強化をより一層行い、事務業務の効率化と事務機能の強化に努め、個人情報に関する基本方針等に沿って、業務上知り得た入居者又はその家族

の情報を保持するための体制を整備し、リスクマネジメントに関する意識の向上に努める。

(6) 地域貢献への取り組み

地域貢献の一環として、地域の社会福祉法人として月1回の施設周辺の清掃活動を続けることにより、地域住民が快適に過ごせる環境美化に努める。また、地域社会のコミュニティの増進や元気な高齢者等が気軽に集える居場所、ボランティア等の活動の場として、在宅介護支援事業所サイタの地域交流ルームを、低額または無料等で開放し活用してもらうことで、地域の関係機関や団体等との連携や協力体制の構築を図り、地域に求められる社会資源の一つとして、法人の存在を示すことが出来るように努める。

(7) 各種委員会活動の取り組み

法人全体として取り組んでいる「自立支援」に向けた取り組みを介護力向上委員会を中心となり各委員会が連携し、一体的に実践を行い介護力の向上を目的として取り組んでいる。また、職員の質の向上を行うためにも各委員会の活動内容を理解し実践できることが必要な為、委員を中心に職員全体の質の向上を図ることができるよう、必要な研修を計画的に行う。

(8) ストレスチェックへの取り組み

全職員を対象として年1回のストレスチェックを実施し、職員の日ごろの心身の状態を把握すると共に組織分析を行い、外部委託により専門ソフトによる分析と高ストレス者には、本人の希望により産業医による面接指導を行うなど、ストレスの軽減に繋がるような取り組みを行い、法人組織全体で働きやすい職場環境の改善と整備に努める。

(9) 衛生委員会

職員の身体的・精神的負担の軽減や労働災害を防止することを目的として、毎月1回委員会を開催し労使間で協議する場を設け、日頃の心身の状態を把握するとともにストレスの軽減に繋がるような取り組みを行い、労働環境の改善と整備に努める。

3. 特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホーム

概要

(1) 定員 : 80名

(2) 職員配置 (ショートステイ含む)

H28. 3. 1 付

職種	常勤換算	指定基準	資格者の数
施設長 (管理者)	1名 (兼務)	1名	施設長認用資格1、介護福祉士1、社会福祉主事任用1
総主任	1名 (兼務)		社会福祉士1、
総務主任・事務員	4名 (兼務)	1名	
介護支援専門員	1. 6名	1名	介護支援専門員2
生活相談員	2名	1名	介護福祉士2、介護支援専門員2
介護職員	39. 2名	32名	介護福祉士22 介護職員基礎研修等15
看護職員	4. 6名	3名	看護師4・准看護師1
管理栄養士	1名	1名	管理栄養士1
機能訓練指導員	2名	2名	理学療法士 (専任) ・看護師
理学療法士	0. 2名		週1回
医師	0. 1名	必要数	週1日回診

基本方針

多年にわたり郷土の発展に寄与されてきた高齢者を敬愛し、生きがいのある生活ができるよう支援するとともに、家族や関係機関、地域との連携を密にして、高齢者の経験に学び、喜びを共感する中で職員が資質を磨き福祉サービスを高める。また介護保険法に基づく指定介護老人施設としてその誇りと社会的責任を自覚し、入居者の人格を尊重し、可能な限り、居宅における生活の復帰を念頭において施設における日常生活上の介護、機能訓練、健康管理および生活相談等のサービスを行う。入居者及びその家族との合意に基づき、入居者個々の施設サービス計画を作成し、入居者の立場を尊重したサービスの提供に努める。

入居者の家族、地域住民、関係団体及びボランティアとの連携、交流に努め、公平で開かれた施設創りを目指す。

運営方針

(1) 入居者個々の施設サービス計画の作成

介護支援専門員を中心とした関係職員で、サービス担当者会議を通じて、入居者及び家族の希望や立場を尊重し、自立に向けたケアに対しての取り組みを行い、重度化の進む中で利用者の状況に応じた個別ケア計画を含め総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、提供する上での留意事項等を踏まえた施設サービス計画を作成し、実践する。

(2) 褥瘡予防に関する取り組み

褥瘡が発生しないように適切な介護を行うため、褥瘡委員会が中心となり理学療法士

の指導のもと、入居者個別の正しいポジショニングやトランスファーの方法が取れるように毎月対象利用者を決め、職員に対し実践的な勉強会等の取り組みを行う。その中で、入居者の状態に応じて移乗用福祉器具も活用していく。また褥瘡の早期発見に努め、関係職種が協議を行い、栄養補助食品の導入やケア方法等を検討し、早期治癒及び予防に努める。

(3) 身体拘束ゼロに向けた取り組み

『身体拘束ゼロ宣言』の理念を元に、介護を受ける全ての人の人権が尊重され、人間としての尊厳を持って、安心して穏やかに過ごしていただくために、身体拘束廃止委員会を中心に取り組みを行う。

(4) 感染症対策に関する取り組み

施設内において、感染症又は食中毒が発生し、蔓延しないように感染症対策委員会が中心となり、流行前より予防策や実践方法を検討し、取り組みを行う。また、面会者等の外部からの感染の持ち込みは予測困難である為、感染予防や蔓延防止に必要な物品の管理や標準予防策の周知徹底と実践を行う。（発症者0を目指す）

(5) 認知症に関する取り組み

認知症のある入居者が増えてきている中、専門職として適切なケアを実施するため、認知症ケアの専門研修修了者を配置し、認知症に対する理解を深めると共に、認知症介護における理念の周知や、認知症の原因疾患別にタイプ分けを行い、それぞれの症状に応じた個別の実践計画を作成し、科学的介護に基づいた取り組みを行う。また、職員全体の介護力の向上を図り、入居者に安定して落ち着いた生活を提供できるように努める。

(6) 常食化に関する取り組み

摂食及び嚥下障害のため胃ろう等となり、経管にて栄養を摂取している入居者に対して、対応可能な範囲の内で入居者や及びご家族等の希望や意向に沿えるよう、歯科医師等と連携し口腔ケアの実践や好みの食事を提供することにより、食への関心を高め経口摂取による食事を取り戻し、胃ろう等以外から栄養を確保でき楽しみのある食生活を送ることができるように多職種協働による常食化に向けた取り組みを行う。

(7) 個人情報の保護及び個人のプライバシーに関する取り組み

個人情報に関する基本方針に沿って、業務上知り得た入居者又はその家族の情報を保持するための体制及びリスクマネジメントに関する意識の向上に努める。また、ケア提供時においては個人の尊厳を守るように配慮し、介護手順に沿ったケアの実施に努める。

(8) 権利擁護及び成年後見人に関する取り組み

認知症高齢者等の判断が不十分な為、日常生活に困っている方に対して、安心して生活を送れるように福祉サービス等の利用援助を行うことから、利用者を取り巻く状況や、必要に応じて権利擁護及び成年後見人制度の紹介や情報提供等を行うことにより、生命と人権を尊重し、安心した生活ができるよう支援を行う。

(9) 虐待に関する取り組み

介護老人福祉施設は、高齢者の人権を擁護し、生命と暮らしを守り高めるという使命に基づき、虐待防止等の施策として、計画的に研修を実施し、基礎知識や対応方法の習得に努める。また、「不適切ケアゼロ宣言」の方針に従い、身体拘束廃止委員会と事故防止委員会が中心となって不適切ケアに対する意識向上を図り、不適切ケアに対しての視点を持ち、不適切ケアから虐待へと繋がらないよう虐待の早期発見と虐待予防に努め、必要に応じて関係機関等と連携を取り情報交換及び情報提供を行う。

(10) 医行為に関する取り組み

「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部が改正により、介護職員が50時間に及ぶ研修を受講し資格取得することで医療行為（喀たん吸引・経管栄養）の必要な入居者に対して、介護職員による医行為の実施ができるようになっていく。今後継続的・計画的に研修を実施し、専門性を高める事により、安全・安心して施設での生活を過ごしていただけるように努める。また、入居者の高齢化・重度化に伴い医療的ケアに対するニーズが今後増えてくることが予測される為、看護職員を中心に嘱託医をはじめ協力医療機関との連携を図り、良好な関係作りに努める。

(11) 看取り介護に関する取り組み

介護老人福祉施設は、サービス完結型施設として入居者の方が住み慣れた場所で最期を迎えることのできるサービスが提供出来るように、また入居者の重度化や家族の希望に応えることのできる施設として機能の充実を図り、今以上に本人・家族の望む人生の終焉を迎えられるよう本館4階の特別室を活用し、本人・家族の気持ちに寄り添ったケアの提供を行うため、施設内外の研修を通じて看取り介護の実施に必要な基礎知識や実践方法を習得するとともに、看取りケアの実施にあたっては委員会が中心となり、評価や見直しを行い必要に応じて医療機関や外部サービスとの連携を図り、専門職として安心・安楽な最期を迎えられるよう気持ちに寄り添ったケア実践に努める。

(12) 口腔機能維持に関する取り組み

摂食及び嚥下障害のある入居者に対し、適切なケアを実施するため、定期的に歯科医師及び歯科衛生士による口腔ケア指導を実施し、口腔機能の基礎知識や口腔ケアの実践方法を習得することにより、口腔内の清潔を保ち食欲増進、誤嚥防止、口腔機能の維持向上、肺炎予防に努める。

(13) 中堅職員の育成に関する取り組み

各フロアの中心的役割を担う職員として、介護主任・介護副主任のほかにフロアリーダーを複数名配置し、各フロア間の連絡体制及び各部署との連携において、協力体制及び連携強化を図り、中間職員の発信力、課題解決に向けた意識の向上を図る。また、フロアリーダーを中心としたチームケアの標準化と強化に努める。

(1 4) 接遇マナーの向上に関する取り組み

今後ますます多様化し、変化するニーズ等に対応し、入居者や家族に対して安全・安心なサービス提供とより良い関係づくりの為、気持ちの良い挨拶や適切な対応ができるよう、職員個々の接遇マナーの向上を図るよう努める。

(1 5) 個別機能訓練に関する取り組み

専従の理学療法士を中心に、専門職としての視点を活かし従来の機能訓練のより充実を目指し、日常生活動作の維持向上と機能低下の予防に努める。また、他職種協働により、心身状態に応じた個別訓練計画を作成し、個別性に配慮した訓練の実施と評価が出来るよう、機能訓練の提供が図れるよう努める。

サービス内容

(1) 食事

管理栄養士による管理指導を行い、栄養ならびに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮し、嚥下困難な方には科学的介護に基づいた取り組みを行う事により常食での経口による食事をしていただけるように職員間、委託業者との連携を図り、行事食等を通じて季節感を感じていただきながら楽しみの持てる食事を提供する。また、胃ろう等の方においては、状態を観察しながら嘱託医との連携や家族の理解をいただきながら、他職種協働による常食化に向けた取り組みを行う。

(2) 入浴

一般浴槽と特殊浴槽（座立式、臥床式）にて入浴もしくは清拭を週2回以上行う。

入浴時には、皮膚状態において内出血や傷等がないか観察し、早期発見・早期治療を行う。

(3) 排泄

「適切な排泄管理を行い、利用者の生活の質を高めよう」の理念のもと、快適な生活を支えるため、排泄の自立を促し、「日中オムツ使用ゼロ」を目標にして排泄委員会を中心として、個別ケアの充実をはかる視点から、食事・水分・運動等の各サービス提供を行い、個人の目標に応じた多種様々な排泄ケア用品を取り入れ、オムツからトイレでの排泄ができるように個々の排泄パターンに合わせた随時誘導を基本として排泄ケアの向上に取り組んでいく。また、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行う。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な残存機能の減退を防止するため、理学療法士及び介護力向上委員会等の委員会と連携しながら個別の計画を作成し訓練を実施する。

(5) 健康管理

入居者の心理的、身体的特徴を十分に理解し、個々の健康状態を把握し、健康レベル

に応じた日常生活が継続できるよう医師、看護師を中心として援助する。職員間及び各部署間の情報交換を密にして服薬管理、早期予防・発見に努め室内の温度・湿度調整、衣類、寝具等の衛生面に気を配る。また、年2回の定期検査、検診を行う。

4. 短期入所生活介護 / 介護予防短期入所生活介護

概要

特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホームに併設して設置しており、一体的に運営する。

(1) 定員 : 16名

(2) 職員配置

特別養護老人ホームスウィート・ハート・ホームとの兼務

(3) 送迎サービス

月曜日から土曜日まで8時30分から17時30分（日祝除く）

心身の状態、家族の事情により送迎を必要とする利用者については、個別ニーズに応じて専用車輛により送迎サービスを行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動介助を行う。

基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の日常生活上の介護及び機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な介護負担の軽減を図る。短期入所生活介護の提供を開始する際に、おおむね4日以上、又は定期的に利用されている利用者に対し、その心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族介護者の状況を十分に把握し個別に短期入所生活介護計画を作成する。

また、入居者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携を行う。

運営方針

特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホームの事業計画に準じたサービスを提供する。

サービス内容

特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホームの事業計画に準じたサービスを提供する。また、ショートステイ専従の機能訓練指導員を配置し、専門職としての視点を活かして、在宅生活の継続と個別機能訓練の充実を目指し、日常生活動作の維持向上と機能低下の予防に努める。

5. デイサービスセンター サムフォット(通所介護 / 介護予防通所介護)

概要

(1) 定員 : 月曜日から土曜日 35名

(2) 職員配置

H28. 3. 1 付

職 種	常勤換算	指定基準	資格者の数
施設長(管理責任者)	1名(兼務)	1名	
総主任	1名(兼務)		
総務主任・事務員	4名(兼務)		
管理者	1名		介護福祉士、介護支援専門員、 ※相談員兼務
生活相談員	2名(兼務)	1名	介護福祉士2、
介護職員	9.8名	5名	介護福祉士7、 介護職員基礎研修等3
看護職員	3.4名(兼務)	1名	看護師1、准看護師3 (機能訓練指導員兼務)
管理栄養士	1名(兼務)		
機能訓練指導員	3.4名(兼務)	1名	看護師1、准看護師3 (機能訓練指導員兼務)
運転士	2名		

基本方針

多年に渡り郷土の発展に寄与された高齢者を敬愛し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、日常生活を継続して営むことができるよう必要な日常生活上の相談・援助及び機能訓練を行う。

また、介護だけでなく医療的ニーズを併せ持つ方や認知症の周辺症状をもつ中重度の状態の利用者の受入を積極的に行い、通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。その計画をもとに利用者及び家族のニーズを的確に捉え、利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立った提供に努める。利用日には、連絡ノートに家族への伝達事項(利用日に気づいたこと、健康チェック、食事摂取量、入浴、行事等)を明記するとともに必要に応じて連絡をとり相談や助言を行う。

運営方針

(1) 利用者個々の通所介護計画の作成

関係職員で、利用者及び家族の希望を勘案し、利用時間・夕食サービス等の個別ニーズに応じた対応、個別ケアを含め総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、通所サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、提供する上での留意事項等を踏まえた通所介護計画を作成する。

(2) 個別機能訓練の充実

機能訓練員配置を行い、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な

残存機能の減退を防止するため、個別機能訓練計画作成及び見直し時には自宅訪問を行い、在宅環境や個別ニーズを踏まえた集団及び個別の計画を作成し、その目標及び達成時期の設定を行い、在宅生活を継続する上での留意事項等を踏まえた機能訓練の充実を図る。

(3) 認知症に関する取り組み

認知症のある利用者に対して適切なケアを実施するため、認知症ケアの専門研修修了者を配置し、認知症に対する理解を深めると共に、認知症の原因疾患別にタイプ分けを行い、それぞれの症状に応じた適切なケアを提供する。

また、職員全体の介護力の向上を図り、家族が安心して支援できるよう積極的に連携を取り、利用者が在宅で安定した生活が送れるよう支援に努める。

(4) 重度化に関する取り組み

在宅サービス利用者の重度化が進み、医療的なケアを必要とする利用者及びニーズが増えていることから、手厚い職員配置を行うことにより、中・重度の高齢者を積極的に受入を行い、在宅生活の助長のため専門職として関係機関等との連携を取り、中・重度の利用者に対してニーズに沿ったサービス提供を行い、本人及び介護者の負担軽減や支援に努める。

(5) 権利擁護及び成年後見人に関する取り組み

認知症高齢者等の判断が不十分な為、日常生活に困っている方に対して、安心して生活を送れるように福祉サービス等の利用援助を行うことから、利用者を取り巻く状況や、必要に応じて権利擁護及び成年後見人制度の紹介や情報提供等を行うことにより、生命と人権を尊重し、安心した生活ができるよう支援を行う。

(6) 虐待に関する取り組み

介護老人福祉施設は、高齢者の人権を擁護し、生命と暮らしを守り高めるという使命に基づき、虐待防止等の施策として、計画的に研修を実施し、基礎知識や対応方法の習得に努める。また、「不適切ケアゼロ宣言」の方針に従い、身体拘束廃止委員会と事故防止委員会が中心となって不適切ケアに対する意識向上を図り、不適切ケアに対しての視点を持ち、不適切ケアから虐待へと繋がらないよう虐待の早期発見と虐待予防に努め、必要に応じて関係機関等と連携を取り情報交換及び情報提供を行う。

(7) 口腔機能維持に関する取り組み

摂食及び嚥下障害のある利用者に対し、食事前には口腔機能の活性化を促す為の準備運動として、口腔体操を実施する。また、適切なケアを実施するため、必要に応じて歯科医師及び歯科衛生士より口腔機能の基礎知識や口腔ケアの実践方法を習得することにより、口腔内の清潔を保ち食欲増進、誤嚥防止、口腔機能の維持向上に努める。

(8) 個人情報の保護及び個人のプライバシーに関する取り組み

個人情報に関する基本方針に沿って、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を保

持するための体制及びリスクマネジメントに関する意識の向上に努める。また、ケア提供時においては個人の尊厳を守るように配慮し、介護手順に沿ったケアの実施に努める。

(9) 感染症対策に関する取り組み

施設内において、感染症又は食中毒が発生し、蔓延しないように感染症対策委員会が中心となり、流行前より予防策や実践方法を検討する。また、在宅からの利用の為にどこで感染し持ち込むか予測困難であるため、常に意識を持ち、感染症の予防および蔓延防止に努める。(発症者0を目指す)

(10) 新規利用者の確保に関する取り組み

新規利用者の発掘と開拓のため、居宅支援事業からの紹介や、地域で新たに介護が必要となった方を地域包括支援センター等関係機関からの相談、依頼を受けるネットワーク作りに努めるとともに、個々のニーズに合わせたサービス提供体制を整え、積極的に医療機関の地域連携室等との連携を密に取り、退院や在宅復帰を希望されている方々への支援を行い新規利用者の確保に努める。

また、居宅支援事業所等の訪問時には、新規利用者の確保に繋げるため、機関紙やホームページを通じて、空床情報などの情報提供や活動内容のPRを行う。

サービス内容

(1) 食事

管理栄養士による、管理指導を行い、栄養ならびに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供する。また、経口摂取が困難な為、経管栄養が必要な方にも看護職員による管理により安全に栄養摂取できるように努める。

温かい食事は温かく、冷たいものは冷たく温冷配膳車による配膳を行う。

(2) 入浴

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要に応じて入浴サービスを行う。一般浴槽、特殊浴槽(座位式、順送式)を使用し安全に配慮した入浴を行い、清潔に努める。

(3) 排泄

排泄の自立を目指して、排泄チェック表を活用し個々の排泄パターンに合わせて可能な限りトイレでの排泄を促し、利用者の身体能力を最大限活用し自然排泄が出来るよう援助を行う。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員により、いきいき百歳体操、リズム体操、歩行訓練等の集団プログラムや、個々の心身状態に応じた個別機能訓練計画を作成し、訓練を実施することにより、残存機能及び身体機能の維持向上を目指す。

(5) 健康状態の確認

連絡帳等を活用し家族と連携を持つことで、家庭での状態を把握する。利用時におい

ては看護職員が健康状態の確認を行う。体調の変化等異常発見時には、必要に応じて、家族や医療機関と連携し対応する。

(6) 送迎サービス

身体機能の状態や、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、個別ニーズに応じて専用車両により送迎を行う。また、介護者のニーズに合わせ、自宅内での援助を実施し、安全かつ安心して送迎車両への昇降及び移動できるよう介助を行う。

6. 居宅介護支援事業所 ポム

概要

(1) 定員 : 39名/1人当たり

(2) 職員配置

H28. 3. 1 付

職種	常勤換算	指定基準	資格者の数
施設長	1名(兼務)		
総主任	1名(兼務)		
総務主任・事務員	4名(兼務)		
管理者	1名(兼務)	1名	介護支援専門員1、介護福祉士1
介護支援専門員	2名	1名	介護支援専門員2、歯科衛生士1 介護福祉士2、栄養士1

基本方針

多年に渡り郷土の発展に寄与された高齢者を敬愛し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の相談・援助等の居宅介護支援を行う。居宅介護支援を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、多様な事業主体から総合的かつ効率的に居宅サービスが提供されるよう計画を作成する。

その計画をもとに利用者及び家族のニーズを的確に捉え、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスが提供されるよう関係機関との連携に努めるとともに、公正中立の立場を保持する。

また、新規利用者の発掘と開拓のため、医療機関や地域包括支援センター等関係機関と連携を持ち、入院患者等が住み慣れた場所で在宅生活ができるよう支援する立場から、周辺環境及び提供可能なサービス内容等の在宅生活に必要なと思われる情報収集及び提供に努める。

運営方針

(1) 利用者個々の居宅介護支援計画の作成

利用者及び家族の希望を勘案し、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、居宅介護サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、提供する上での留意事項等を踏まえた居宅介護支援計画を作成する。